

4 大企第 203 号
令和 4 年 11 月 7 日

大治町総合計画審議会

会長 恒川 昇 様

大治町長 村上 昌生

第 5 次大治町総合計画案について（諮問）

大治町総合計画条例第 4 条第 1 項の規定により、第 5 次大治町総合計画基本計画案
について貴審議会の意見を求めます。